

## 有線テレビにおける広報番組制作業務委託プロポーザル募集要項

### 1 募集目的

この要項は、文京区が公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、有線テレビにおける広報番組制作業務委託を履行する事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

区の有線テレビにおける広報番組制作業務（以下「本業務」という。）は、行政情報や地域の話題、生活に関する情報などを区民に提供するとともに、地域コミュニティの醸成及び活性化を図るために、区民及び地域へ向けた文京区民チャンネルの番組を制作し、併せて、インターネットによる番組の動画配信を行うものである。

本業務は、行政情報や地域の情報を区民に届けることから、魅力ある番組制作が求められる。そのため、プロポーザル方式により複数の事業者から番組制作のアイデアや運営等に係る経費総額等の提案を受け、その内容について比較・検討・評価を行い、最も適した事業者を選定する。

### 2 業務委託内容

仕様書（案）のとおりとする。

### 3 提案限度額

104,793千円（税込）

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

※提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。

### 4 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号。以下「指名停止取扱要綱」という。）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条の入札参加除外措置を受けていないこと。

### 6 スケジュール

- (1) 募集要項の公表 令和5年9月14日（木）

- (2) 質問受付期間 令和5年9月14日(木)～10月6日(金)17時まで
- (3) 質問に対する回答期限(中間締切日) 令和5年10月2日(月)16時(予定)
- (4) プロポーザル参加希望書受付 令和5年10月5日(木)17時まで
- (5) 質問に対する回答期限(最終締切日) 令和5年10月11日(水)
- (6) 参加申込書及び提出書類受付期間 令和5年10月12日(木)  
～10月19日(木)17時まで
- (7) 第一次審査(書類審査) 令和5年11月上旬
- (8) 第一次審査結果通知発送(全参加事業者) 令和5年11月中旬
- (9) 第二次審査(プレゼンテーション及び質疑応答) 令和5年11月下旬
- (10) 最終結果通知発送(第二次審査全参加事業者) 令和5年12月中旬
- (11) 契約締結 令和6年4月1日(月)

## 7 提出書類の配布

- (1) 配布期間  
令和5年9月14日(木)から
- (2) 配布方法  
区ホームページからダウンロードすること。  
区ホームページ「すばやく検索メニュー」→「事業者の方へ」  
→「事業者向けプロポーザル」  
[https://www.city.bunkyo.lg.jp/jigyosha/\\_13380.html](https://www.city.bunkyo.lg.jp/jigyosha/_13380.html)

## 8 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加希望書(様式第1号)(以下、「参加希望書」という。)を必ず提出すること。

なお、受付期間に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受け付けない。

- (1) 受付期間  
令和5年10月5日(木)17時まで
- (2) 提出方法  
電子メールにて受け付ける。  
なお、送信する際は開封確認設定を行うこと。

### ア 件名

「有線テレビにおける広報番組制作業務委託プロポーザル参加希望」

### イ 提出先

文京区企画政策部広報課宛て

電子メールアドレス：b051500●city.bunkyo.lg.jp

(※●を@に変換し、ご使用ください。)

## 9 質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

### (1) 受付期間

#### ア 受付開始

令和5年9月14日（木）

#### イ 中間締め切り

令和5年9月24日（日）17時まで（厳守）

#### ウ 最終締め切り

令和5年10月6日（金）17時まで（厳守）

### (2) 受付方法

【様式8】「質問票」に記入して、文京区企画政策部広報課まで電子メールにて送信すること。

なお、送信する際は開封確認設定を行うこと。

#### ア 件名

「CATV番組制作質問」

#### イ 入力内容

事業者名、担当部署、担当者氏名及び連絡先を必ず記載すること（事業者名が不明な質問に対しては、回答を行わない）。

#### ウ 提出先

文京区企画政策部広報課宛て

電子メールアドレス：b051500●city.bunkyo.lg.jp

（※●を@に変換し、ご使用ください。）

### (3) 回答方法

ア 令和5年9月24日（日）17時まで（厳守）に受け付けた質問は、令和5年10月2日（月）までに区ホームページで回答する。

イ 令和5年10月6日（金）17時まで（厳守）に受け付けた質問及び中間締め切りまでに受け付けた質問で未回答の質問は、プロポーザル参加希望書を提出した事業者全員に対し、令和5年10月11日（水）までに電子メールで回答する。

### (4) その他

ア 持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。

イ 質問に対する回答は、本実施要項、仕様書等を補完するものとする。

## 10 応募方法

提出書類受付期間中に、提案書類等作成要領を参照の上、次の書類を作成し、参加申込書とともに提出すること。

### (1) 提出書類

	内 容	様 式	部 数
ア	参加申込書	様式第2号	1部

イ	企画提案書	様式第3号	10部 (正本1部・副本9部)
ウ	本業務の人員体制	様式第4号	10部 (正本1部・副本9部)
エ	視聴者を増やす工夫	様式第5号	10部 (正本1部・副本9部)
オ	災害時等緊急時の番組制作体制について	様式第6号	10部 (正本1部・副本9部)
カ	業務受託実績	様式第7号	10部 (正本1部・副本9部)
キ	会社組織図	指定様式なし(A4判1頁)	10部 (正本1部・副本9部)
ク	会社概要	指定様式なし(A4判1頁)	10部 (正本1部・副本9部)
ケ	見積書	指定様式なし(A4判)	1部
コ	財務諸表(法人については、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書)	直近から3か年分の決算書。指定様式なし(A4判)	1部

(2) 提出体裁

ア (1)提出書類のうちイからカまでは両面印刷とし、各ページの下に通し番号を付し、左側2か所をステープラー等で留め、書類ごとにインデックスを付けること。

イ (1)イからクまでの提出書類のうち正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は原本とする。副本には、事業者の名称その他事業者が特定される情報は記載しないこと。やむを得ず記載する場合は、副本の当該箇所を黒く塗抹すること。

(3) 提出場所及び提出方法

文京区企画政策部広報課CATV担当(文京シビックセンター14階南側)まで、持参すること。郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

(4) 提出期間

令和5年10月12日(木)から10月19日(木)17時まで(厳守)  
(窓口受付時間:土曜・日曜・祝日を除く9時から17時まで。)

(5) 留意事項

ア 受付期間を過ぎて提出された書類は、理由のいかんを問わず無効とする。

イ 受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更は一切行えない。

ウ 書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒(長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの)を併せて提出すること。

11 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査する。

(1) 第一次審査（書類審査）

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に書類審査により委託候補事業者（以下「委託候補者」という。）を上位3者程度選定する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

第二次審査は、第一次審査で選定された候補者から、企画提案書等に基づき1者当たり20分以内でプレゼンテーション（映像によるデモンストレーション10分程度を含む。）を行う。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。デモンストレーションは、第一次審査で提案した番組内容を制作する能力を有することがわかるような映像を制作して行うこと。（パワーポイントの使用も可能、機器については事前に申告をした場合、プロジェクター及びスクリーンは区が準備する。パソコンについては事業者側で準備すること。）

また、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの）を提出すること。

(3) 候補者の選定

候補者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

なお、第一次審査と第二次審査による総合評価点の合計点数が区の定める基準に達しない事業者は、順位にかかわらず候補者として選定しない。

(4) 結果の通知

ア 第一次審査結果は、審査を行った全ての事業者に結果のみを書面により通知する。なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

イ 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを書面により通知する。

ウ 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

〔公表する項目〕

(ア) 件名

(イ) 業務概要

(ウ) 選定した日

(エ) 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地

(オ) 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

(カ) 選定結果（参加者名は番号等に置き換える。）

12 情報公開の扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づ

き、情報公開請求があった場合は、条例第7条第3号に該当する事業者の不利益情報を除き、公開します。

なお、公開の可否は、区が判断します。

### 13 無効・失格・辞退

- (1) 提出された企画提案書等に虚偽の記載があった場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、無効とする。
- (4) 他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とする。
- (5) (1)及び(3)に該当する場合は、指名停止取扱要綱に基づき、指名停止を行うことがある。
- (6) 参加申込書等を提出した後に辞退する場合は、【様式9】参加辞退届に辞退理由を明記の上、参加申込書の提出先まで持参し、提出すること。

### 14 契約の締結

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の候補者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の候補者との協議が不調となった場合、契約交渉順位第1位の候補者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなり、失格となった場合又は文京区の指名停止処分に該当することとなった場合は、契約交渉順位第2位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

### 15 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、事業者の選定以外に参加する事業者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差し替え又は再提出は、認めない。
- (5) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

### 16 事業担当

文京区企画政策部広報課CATV担当 担当者：青木

TEL：03-5803-1130 FAX：03-5803-1331

ホームページアドレス

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/profile/sosiki-busyo/koho.html>